

三原市議会政務活動費の交付に関する規則

(平成17年3月22日規則第7号)

改正 平成25年2月28日規則第5号

令和3年3月10日規則第9号

令和4年3月16日規則第10号

令和7年3月13日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、三原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年三原市条例第7号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 議員が会派を結成したときは、その代表者は、速やかに会派の名称、代表者の氏名、所属議員の氏名及び経理責任者の氏名を記載した会派結成届（様式第1号）を、議長を経由して市長に届け出なければならない。また、届け出た事項に異動を生じたときも同様とし、速やかに会派異動届（様式第2号）を提出しなければならない。

(交付申請)

第3条 会派の代表者は、政務活動費交付申請書（様式第3号）を議長を経由して、市長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付申請は、4月5日までとする。ただし、半期の中途において、会派が結成された場合は、この限りでない。

- 3 会派の代表者は、所属議員数に異動が生じた場合には、速やかに政務活動費交付変更申請書（様式第4号）を議長を経由して、市長に提出しなければならない。
- 4 会派を解散（消滅）したときは、当該会派の代表者であった者は、会派解散（消滅）届（様式第5号）を議長を経由して、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第4条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書を受理したときは、政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第6号）を議長を経由して、当該会派の代表者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による交付変更申請書を受理したときは、交付決定額を変更し、政務活動費交付変更通知書（様式第7号）を議長を経由して、当該会派の代表者に通知するものとする。

（交付請求及び交付の方法）

第5条 前条の規定による交付決定通知書及び交付変更通知書を受けた会派の代表者は、速やかに政務活動費交付請求書（様式第8号）を議長を経由して、市長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費は、前項の交付請求があったときには、各代表者名義の預金口座へ振り込むものとする。

（経理責任者の任務）

第6条 経理責任者は、所定の収入・支出伝票により、会派代表者の決裁を経て出納しなければならない。

- 2 各会派は、政務活動費専用の会派代表者名義の預金口座及

び経理簿を備えることとし、経理責任者は、政務活動費の保管状況を常に明確にするとともに、政務活動費を支出したときは、領収証書を徴さなければならない。ただし、領収証書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書（様式第9号）をもって、これに代えることができる。

（収支報告書）

第7条 条例第7条第1項第1号に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第10号）とする。

2 条例第7条第1項第2号の議長が定める電子情報処理組織（同号に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び次項において同じ。）は、議長の使用に係る電子計算機（同号に規定する電子計算機をいう。以下この条において同じ。）と、議長に対して報告を行う相手方の使用に係る電子計算機であって当該議長の使用に係る電子計算機と電気通信回路を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回路で接続した電子情報処理組織とする。

3 条例第7条第1項第2号の規定により電子情報処理組織を使用する方法により電磁的記録（同号に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）をもって議長に対して報告をする相手方は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項及び電磁的記録をもって当該報告をするときに提出すべきものを、当該議長に対して報告をする相手方の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して、報告をしなければならない。

（収支報告書の写しの送付）

第8条 議長は、条例第7条の規定により提出された収支報告

書の写しを市長に送付するものとする。

(会派議員派遣)

第 9 条 会派の代表者は、その会派に所属する議員の派遣（政務活動費の充当を伴うものに限る。）を行うときは、事前に会派議員派遣通知書（様式第 1 1 号）を議長に提出するものとする。

2 会派の代表者は、前項に規定する会派議員の派遣が終了したときは、速やかに会派議員派遣報告書（様式第 1 2 号）を議長に提出するものとする。

(その他)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 2 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 2 月 2 8 日規則第 5 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 5 年 3 月 1 日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三原市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三原市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 1 0 日規則第 9 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三原市議会政務活動費の交付に関する規則に規定する様式は、令和 3 年度以後の年度分の政務活動費に係る様式について適用し、令和 2 年度までの年度分の政務活動費に係る様式については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 1 6 日規則第 1 0 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三原市議会政務活動費の交付に関する規則に規定する様式は、令和 4 年度以後の年度分の政務活動費に係る様式について適用し、令和 3 年度までの年度分の政務活動費に係る様式については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 1 3 日規則第 5 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

三原市長 様
(三原市議会議長経由)

会派の名称
代表者氏名

会 派 結 成 届

三原市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、次のとおり届け出ます。

会派の名称		代表者氏名	
会派結成年月日 年 月 日		経理責任者氏名	
所属議員数 人			
所属議員氏名			

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

三原市長 様
(三原市議会議長経由)

会派の名称
代表者氏名

會 派 異 動 屆

三原市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、次のとおり提出します。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 氏 名		
経 理 責 任 者 氏 名		
所 属 議 員 数	人	人
変 更 年 月 日	年 月 日	
所 属 議 員 の 氏 名		

様式第 3 号(第 3 条関係)

年 月 日

三原市長 様

(三原市議会議長経由)

会派の名称

代表者氏名

政務活動費交付申請書

三原市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、次の
とおり申請します。

交 付 申 請 額	円
所 属 議 員 数	人

事業計画書及び収支予算書は別紙のとおり

別紙

1 事業計画書

期 別	月	事 業 内 容	予 算 額(円)
上半期	4 月		
	5 月		
	6 月		
	7 月		
	8 月		
	9 月		
下半期	10 月		
	11 月		
	12 月		
	1 月		
	2 月		
	3 月		

2 収支予算書

収入の部

科 目	予 算 額(円)	説 明
交 付 金		
収 入 合 計		

支出の部

科 目	予 算 額(円)	説 明
調 査 費		
研修・研究費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 広 聴 費		
事 務 費		
要請・陳情活動費		
支 出 合 計		

様式第 4 号(第 3 条関係)

年 月 日

三原市長 様

(三原市議会議長経由)

会派の名称

代表者氏名

政務活動費交付変更申請書

三原市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、次の
とおり申請します。

交付変更申請額	円
所 属 議 員 数	人

事業計画書及び収支予算書は別紙のとおり

別紙

1 事業計画書

期 別	月	事 業 内 容	予 算 額(円)
上半期	4 月		
	5 月		
	6 月		
	7 月		
	8 月		
	9 月		
下半期	10 月		
	11 月		
	12 月		
	1 月		
	2 月		
	3 月		

2 収支予算書

収入の部

科 目	予 算 額 (円)	説 明
交 付 金		
収 入 合 計		

支出の部

科 目	予 算 額 (円)	説 明
調 査 費		
研修・研究費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 広 聴 費		
事 務 費		
要請・陳情活動費		
支 出 合 計		

年 月 日

三原市長 様
(三原市議会議長経由)

会派の名称
代表者氏名

会 派 解 散 (消 滅) 届

三原市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第4項の規定により、次のとおり提出します。

会派の名称	代表者氏名
会派解散(消滅)年月日 年 月 日	経理責任者氏名
所属議員数 人	

様式第6号(第4条、第5条関係)

年 月 日

様

三 原 市 長



印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました政務活動費の交付について、次のとおり決定したので三原市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第1項の規定により通知します。

1 政務活動費交付決定額

円

様式第7号(第4条、第5条関係)

年 月 日

様

三 原 市 長



印

政務活動費交付変更通知書

年 月 日付けで申請のありました政務活動費の交付について、次のとおり交付額を変更したので三原市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第2項の規定により通知します。

既交付決定額 円

変更後の交付決定額 円

様式第 8 号 (第 5 条関係)

年 月 日

三原市長 様
(三原市議会議長経由)

会派の名称
代表者氏名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

政務活動費交付請求書

三原市議会政務活動費の交付に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

ただし、 年度三原市議会政務活動費として(月から 月まで)

月 額	所 属 議 員 数	箇月 分

(振込先)

金融機関 名	支店名 等	口座の種 類	口座番号	口座名義人
		普・当		

支 払 証 明 書

金 円 也

内 訳

金 額	内 訳	支 払 先	
		住 所 ・ 氏 名	年 月 日

上記のとおり支払ったことを証明します。

年 月 日

会派の名称

代表者氏名

様式第 10 号(第 7 条関係)

年 月 日

三原市議会
議長

様

会派の名称
代表者氏名

政務活動費収支報告書

三原市議会政務活動費の交付に関する規則第 7 条の規定により、別紙
のとおり収支報告書を提出します。

別紙

政務活動費収支報告書

会派の名称

1 収入の部

科 目	金 額 (円)	備 考
交 付 金		
収 入 合 計		

2 支出の部

科 目	金 額 (円)	備 考
調 査 費		
研修・研究費		
資料作成費		
資料購入費		
広報広聴費		
事 務 費		
要請・陳情活動費		
支 出 合 計		

3 残 額 円

4 事業の成果

(注)政務活動費収入伝票及び政務活動費支出伝票を添付すること。

別紙

政 務 活 動 費 収 入 伝 票

(起票)		年		月		日		決 裁	会 代 表 者	派 者	経 理 者	責 任 者	
会派名													
科	目												
収	入	金	額										
摘		要											
収 入 年 月 日		年 月 日											
整 理 番 号		NO						経 理 簿 記 入 済 印					

別紙

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

(起票) 年 月 日						決 裁	会 代 表 者	派 者	経 責 任 者	理 者
会派名										
科 目						説 明				
支 出 金 額										
摘 要										
支 出 先										

実 施 年 月 日	年 月 日	支 出 年 月 日	年 月 日
整 理 番 号	NO	経 理 簿 記 入 済 印	

領 収 書

上記金額を領収しました。
年 月 日
住 所 氏 名

領収証書がある場合は、別紙に添付

様式第 11 号(第 9 条関係)

年 月 日

三原市議会
議長

様

会派の名称
代表者氏名

会 派 議 員 派 遣 通 知 書

三原市議会政務活動費の交付に関する規則第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり議員を派遣しますので通知いたします。

1 日 程 年 月 日から 月 日まで 日間

2 派遣先

3 派遣議員氏名

4 経 費 1 人当たり 円、政務活動費で執行します。

5 活動内容

様式第 12 号(第 9 条関係)

年 月 日

三原市議会
議長

様

会派の名称
代表者氏名

会 派 議 員 派 遣 報 告 書

三原市議会政務活動費の交付に関する規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり議員を派遣しましたので報告いたします。

1 日 程 年 月 日から 月 日まで 日間

2 派遣先

3 派遣議員氏名

4 経 費 1 人当たり 円、政務活動費で執行しました。

5 活動内容